

広島県訓令第第八号

本 庁
地 方 機 関

広島県短時間勤務会計年度任用職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県短時間勤務会計年度任用職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

広島県短時間勤務会計年度任用職員人事評価実施規程（令和二年広島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**五**」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。